

豊中市生活支援サービス部会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号及び第115条の4第2項第5号等において規定する生活支援サービス等の提供体制構築に向けて意見を聴取するために、豊中市介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条に基づき豊中市生活支援サービス部会（以下「部会」という。）を設置し、部会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を豊中市介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの内容、提供主体及び費用に関すること。
- (2) 生活支援サービスの体制整備に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、規則第7条第2項に規定する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、規則第7条第3項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、部会に属する委員（以下、「部会員」という。）のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、議案によっては、部会員の審議参加を制限することができる。

(関係者の出席等)

第5条 規則第8条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項における関係者とは、生活支援サービス提供事業者及び部会長が必要があると認める者をいう。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成28年8月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行後最初に招集される部会員は、豊中市介護保険事業運営委員会の委員をもって充てるものとし、その任期は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。
- 3 この要綱は平成31年4月1日から実施する。